

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則及び静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1238

職員の給与に関する規則及び静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(静岡県人事委員会規則7-25)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第12 給料の調整額の適用区分表(第24条関係)			別表第12 給料の調整額の適用区分表(第24条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
(略)			(略)		
東部健康福祉センター 一時保護課 中部健康福祉センター 一時保護課	(1) 児童を指導し、起居を共にする職員	4	賀茂健康福祉センター 相談課 東部健康福祉センター 相談判定課及び育成課 富士健康福祉センター 相談判定課及び育成課 中部健康福祉センター 相談判定課及び育成課 西部健康福祉センター 相談判定課及び育成課	(1) 児童福祉司及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号又は第2号に掲げる所員	1.3
	(2) 児童を指導し、起居を共にしない職員	3		(2) 児童に関する判定の業務に従事する職員	1.3
				(3) 社会福祉に関する相談又は調査の業務に従事する職員	1.1
(略)			東部健康福祉センター 一時保護課 中部健康福祉センター 一時保護課	(1) 児童を指導し、起居を共にする職員	4
				(2) 児童を指導し、起居を共にしない職員	3
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7—48）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（社会福祉業務手当） 第3条 （略） 2 条例第5条第2項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の職員の区分欄に定める職員とし、人事委員会規則で定める額は、1月につき、職員の区分に応じて同表の手当額の欄に定める額とする。		（社会福祉業務手当） 第3条 （略） 2 条例第5条第2項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の表の職員の区分欄に定める職員とし、人事委員会規則で定める額は、1月につき、職員の区分に応じて同表の手当額の欄に定める額とする。	
職員の区分	手当額	職員の区分	手当額
身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、 <u>児童福祉司</u> 及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号又は第2号に掲げる所員	9,400円	身体障害者福祉司、知的障害者福祉司及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号又は第2号に掲げる所員	9,400円
身体障害者、 <u>知的障害者</u> 又は <u>児童</u> に関する判定の業務に従事する職員	8,700円	身体障害者又は知的障害者に関する判定の業務に従事する職員	8,700円
（略）		（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）及び第2条の規定による改正後の静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の特殊勤務手当規則」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（給料の調整額の内払）

- 改正後の給与規則の規定を適用する場合には、静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）第5条の規定に基づいて支給された社会福祉業務手当は、改正後の給与規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員に関する特例）

- 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第5条の規定によりフルタイム会計年度任用職員に対して支給される令和3年3月までの給料の調整額については、改正後の給与規則別表第12の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則の規定の例により支給するものとする。

4 会計年度任用職員給与条例第6条の規定によりフルタイム会計年度任用職員に対して支給される令和3年3月分までの特殊勤務手当については、改正後の特殊勤務手当規則第3条第2項の規定にかかわらず、第2条の規定による改正前の静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正前の特殊勤務手当規則」という。）の規定の例により支給するものとする。

（人事交流職員に関する特例）

5 県・市町職員人事交流実施要綱（昭和53年静岡県告示第91号）に基づく人事交流によって職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）の適用を受ける職員となった者に対して支給される令和3年3月分までの特殊勤務手当については、改正後の特殊勤務手当規則第3条第2項の規定にかかわらず、改正前の特殊勤務手当規則の規定の例により支給するものとする。